

鳴門市プロポーザル方式実施ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、鳴門市が発注する委託業務、建設工事、建設工事関連業務（以下「業務等」という。）のうち、プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとする場合の事務手続きについて、契約の公正性、透明性及び客観性を担保するため、共通して遵守すべき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、プロポーザル方式とは、内容が技術的に高度又は専門的な技術を要求される業務等であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務等に当たり、受託候補者を選定する場合において、当該業務等に係る実施体制、技術提案等に関する企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を求め、提出された提案書等の審査及び評価を行い、当該業務等の履行に最も適した受託候補者を選定する方法をいう。

2 プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式 広くプロポーザルへの参加を募集し、当該募集に応じて申込みがあった者のうちから、当該プロポーザルへの提案資格を満たす者により実施するプロポーザル方式
- (2) 指名型プロポーザル方式 プロポーザルへの提案資格を満たす者の中から、参加させることが適当と認める者を指名し、実施するプロポーザル方式

(実施形式)

第3条 プロポーザル方式の実施形式は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指名型プロポーザル方式によることができる。

- (1) その性質又は目的が公募に適しないとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が公募に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- (3) 公募に付することが不利と認められるとき。

(対象業務)

第4条 業務等を所管する課・室等（以下「主管課」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うことができる。

- (1) 都市計画、総合計画、行政計画の調査・立案業務等
- (2) 大規模又は複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計の業務等
- (3) 高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められる業務等、システム開発の業務等
- (4) 催事、公演、イベント等の芸術性、創造性が求められる業務等

(5) 計画から完了までを一括発注することにより、事務の効率化、経費の削減等を図ることができることを認められる業務等

(6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適当であると認められる業務等

(指名審査委員会での審議)

第5条 主管課は、工事及び工事に伴う計画・設計・調査等をプロポーザル方式により受託候補者の選定を行おうとするとき、又は鳴門市建設工事等一般競争入札参加資格業者名簿に登載された業者をプロポーザル方式の参加資格に定義する場合は、鳴門市工事等指名審査委員会において次に定める事項および当該業務等が前条に規定する業務等に該当するか否かを審議する。

(1) プロポーザル方式を採用する具体的理由及び期待できる効果

(2) プロポーザル方式の実施形式及び形式選定理由

(3) 公募型プロポーザル方式実施における参加資格要件、指名型プロポーザル方式実施における指名業者及び指名理由（案を含む。）

(委員会の設置及び審議)

第6条 主管課は、プロポーザル方式による提案者の提案内容を公正かつ公平に審査及び評価し、受託候補者を選定するため、委員会を設置しなければならない。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員は、選定の対象となる業務（以下「対象業務」という。）に関連する職員又は業務の内容若しくは重要度に応じて学識経験者等をもって充てる。この場合において、学識経験者等は、専門の分野において豊富な経験又は高い見識を持つと認められる者を指し、対象業務と直接の利害関係が無く、中立・公正な立場から意見を述べることができることを認められる者を選任する。

4 委員会は、次に定める事項を審議し、決定する。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 公告、指名通知、実施要領及び仕様書

(2) 公募型プロポーザル方式における参加表明者の資格要件、指名型プロポーザル方式実施における指名業者及び指名理由

(3) 選定方法、提案者が1者又はいない場合の取扱い

提出された提案書等とヒアリング等の実施結果を併せて評価すること。

(4) 評価項目、評価基準、配点、選定結果等の公表内容、提案者の評価点数が同じとなった場合の取扱い

事業者に関する項目（実績、技術者等）及び提案書、ヒアリング等に関する評価項目（提案事項に対する提案内容、実施体制等）を定め、評価項目ごとに評価基準を作成のうえ配点して評価すること。

(5) 受託候補者選定までのスケジュール

(6) 提案書等の審査及び評価

(7) その他必要な事項

- 5 委員会は、前項の事項について急を要するものについては、書面回議の方法により委員の同意を得て、委員会の審査に代えることができる。
- 6 委員会の委員は、会議で知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 7 委員長は、委員会の結果を市長、企業局長又は教育委員会（以下「市長等」という。）に報告する。

（参加資格）

第7条 プロポーザル方式の参加者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
 - (2) 対象業務等について本市での競争入札参加資格名簿に登録されていること。
 - (3) 入札参加資格申請において、申請内容及び提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - (4) 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年5月1日制定）及び鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日制定）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (6) その他当該業務等実施要領に定める事項
- 2 前項第2号の規定は、公募型プロポーザル方式を実施する場合、当該業務等において本市の競争入札参加資格を有する者が少数であるとき、又は広く意見を求めるときは、定めないことができる。

（公募型プロポーザル方式の実施）

第8条 主管課は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該業務等ごとに、次に掲げる事項を公告その他の方法により公表するものとする。

- (1) 業務等の名称、内容及び履行期間
- (2) 提案書の提出者資格
- (3) プロポーザル方式の手続き、提案書作成等に関する質問及び当該質問への回答に関する事項
- (4) 提案書を選定するための審査項目及び評価基準
- (5) 担当部局課（室）
- (6) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
- (7) 参加表明書提出の期限、場所及び方法
- (8) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (9) 募集から提案採否決定までの日程
- (10) 提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無

(11) その他必要と認める事項

(参加表明手続)

第9条 公募型プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、前条に規定する公表において指定する日までに、プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）（様式第1号）及び必要書類（当該公表において指定された書類をいう。）を提出しなければならない。

(参加表明書の提案資格の確認等)

第10条 主管課は、前条の規定に基づき参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について第7条の規定に基づく参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

(提案資格確認の通知)

第11条 主管課は、参加表明者に対し、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 参加資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、通知の日から起算して7日以内に主管課に対し、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

(指名型プロポーザル方式の実施)

第12条 主管課は、指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、第6条第4項第2号に基づき選定された指名業者に対し、プロポーザル参加指名通知書（様式第3号）により第8条各号に掲げる事項を通知するものとする。

(受託候補者の選定)

第13条 委員会は、提案内容の審査及び評価を行い、当該業務等に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定するものとする。

2 前項の選定について、第6条第4項第3号によりあらかじめ定めた選定方法により行わなければならない。

3 主管課は、前項の審査及び評価に基づき、受託候補者に選定された者（以下「受託候補者」という。）及び選定されなかった者（以下「非受託候補者」という。）に結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 前項の通知を行う場合は、受託候補者及び非受託候補者に対して、それぞれ選定された理由及び選定されなかった理由を付するものとする。

5 第3項により非受託候補者の通知を受けた者は、通知の日から起算して7日以内に書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

6 主管課は、受託候補者に対して、当該業務等に係る契約締結の交渉を行うものとする。提案内容の変更は、原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

第14条 当該業務等について第11条に規定する提案資格を有するとの提案資格確認結果通知書を受けた提案者が資格確認後から契約締結までの間に、次のいずれかに該当するときは、当該業務等に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

- (1) 第7条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) プロポーザル参加表明書、提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、主管課は、提案者に対し、当該業務等に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(選定結果の公表)

第15条 主管課は、第13条第1項により受託候補者の選定後、第6条第4項第4号に基づき決定した公表内容及び次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、委員会で必要と認められる場合は、契約締結後に公表することができる。

- (1) 業務等の名称
- (2) 採否の決定した日
- (3) プロポーザル参加者数
- (4) 受託候補者の名称、住所及び代表者氏名
- (5) 各提案者の評価項目毎の評価得点及び合計点

(契約の締結)

第16条 契約の締結は、主管課において受託候補者と対象業務の内容を決定し、鳴門市契約に関する規則（昭和41年鳴門市規則第23号）に基づき行うものとする。

(その他)

第17条 このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 このガイドラインの施行の際現に公告されている事業については、このガイドラインは適用しない。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

プロポーザル参加表明書

年 月 日

鳴門市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けで公告された下記プロポーザルに必要書類を添えて参加を申し込みます。

また、当該プロポーザルの参加資格要件及び必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

なお、参加資格要件を満たさなくなった場合に、参加資格を無効とされても異議申し立てを行いません。

記

1 件 名

2 必要書類

連絡担当者

所属

住所

氏名

電話

FAX

E-mail

様式第2号（第11条関係）

提案資格確認結果通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

鳴門市長

年 月 日付けで公告された下記プロポーザルについて、提案資格確認結果を通知します。

記

1 件 名

結果1 参加資格を有することを認めます。

結果2 次の理由により、資格を有することを認めません。
理由：

担当課
電 話
F A X
E-mail

様式第3号（第12条関係）

プロポーザル参加指名通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

鳴門市長

下記により、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

記

- (1) 業務名、業務内容及び業務期間
- (2) 提案書の提出者資格
- (3) 提案書を選定するための審査項目、評価基準及び配点
- (4) 担当部局課（室）
- (5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
- (6) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- (7) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (8) 提案採否決定までの日程
- (9) その他必要と認める事項

担当課

電 話

F A X

E-mail

様式第4号（第13条関係）

結果通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

鳴門市長

貴社より提出があった下記プロポーザル提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

記

件名

結果 1 受託候補者であると選定しました。

理由

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

2 次の理由により受託候補者に選定されませんでした。

理由

担当課

電話

FAX

E-mail